

## 高校生等教育給付金（返還不要）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯（非課税世帯等）に対し給付金を支給します。支給は年1回で、10～11月頃の予定です。

別添『教育給付金給付額確認フローチャート』でご確認のうえ給付金の支給を希望される場合は、下記のとおり申請書等関係書類をご提出ください。

記

### 次表の対象世帯区分①～③のうち、該当する書類をご提出ください。

対象世帯区分	保護者等が岡山県内に住所を有し、高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち		
	対象世帯区分① 生活保護受給世帯 (令和2年7月1日現在で 生業扶助を受給している世帯)	対象世帯区分② 保護者等の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯 * 高校生等が2人以上いる世帯の 1人目の高校生等 * 15歳(中学生を除く。)以上 23歳未満の扶養されている兄 弟姉妹がいない世帯の高校生等	対象世帯区分③ * 高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降 の高校生等 * 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高 校生等
給付金額(年額)	32,300円	84,000円 (通信制・専攻科36,500円)	129,700円
提出書類	1 申請書(※1) 2 生業扶助受給証明書 (様式2) 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書	1 申請書(※1) 2 保護者全員の道府県民税・ 市町村民税の所得割額が確認 できる書類 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書 5 個人対象要件証明書(専攻 科のみ、様式8-1)	1 申請書(※1) 2 保護者全員の道府県民税・市町村民税 の所得割額が確認できる書類 3 在学証明書(様式6) 4 生徒本人の健康保険証のコピー 5 兄弟姉妹全員の健康保険証のコピー 6 口座振替申出書 7 扶養誓約書(様式7) (※2)
提出期限	<b>令和2年9月30日(水) 必着</b> (最終期限 令和2年12月18日(金))		
提出先	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁財務課		

※令和2年7月1日現在の状況により支給が決定されます。

※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。

(※1)申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書(様式1)のことをいいます。

(※2)扶養誓約書(様式7)は、健康保険証が国民健康保険証の場合に提出が必要です。

Q 非課税世帯・生活保護受給世帯でも支給されないことがありますか？

A 1人の高校生につき支給は通算3回(定時制・通信制は4回)までとなっており、上限回数を超えるときは支給されません。また、児童相談所や児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)入所や里親委託の高校生が授業料以外の教育費(見学旅行費又は特別育成費)を別途措置されているときは支給されません。

Q 授業料以外の教育費とはどのようなものがありますか？

A 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、学習塾に係る経費などがあります。